

令和 8 年岩見沢市議会第 2 回定例会付議事件

事 件 番 号	件 名
報告第 1 号	専決処分した事件の承認について（岩見沢市税条例の一部改正）
報告第 2 号	専決処分した事件の承認について（和解及び損害賠償の額の決定）
議案第 3 8 号	岩見沢市行政手続条例の一部改正について
議案第 3 9 号	岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 4 0 号	岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議案第 4 1 号	岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第 4 2 号	工事請負契約の締結について（中の橋修繕工事）
議案第 4 3 号	財産の取得について（G I G A スクール構想生徒用端末）
議案第 4 4 号	財産の取得について（ロータリ除雪車）
議案第 4 5 号	令和 8 年度岩見沢市一般会計補正予算について（第 1 号）

報告第 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

専 決 処 分 書

岩見沢市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市税条例の一部を改正する条例

岩見沢市税条例（昭和25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条中「、第71条の6第1項」及び「第71条の6第1項の申告書、」を削る。

第27条第3項中「以下本項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第5項中「本項」を「この項」に改める。

第27条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項

又は第４項」に改める。

第２９条の２第１項ただし書中「及び第２９条の３の３第１項」を「並びに第２９条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第２９条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第２９条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第１８条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第３６条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第１８条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該

公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第29条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第45条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第70条を次のように改める。

(軽自動車税の納税義務者等)

第70条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

第71条第1項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を第70条第1

項に規定する３輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「３輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は」を「買主を」に改め、同条第２項中「３輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第３項及び第４項を削る。

第７１条の３から第７１条の８までを削る。

第７２条（見出しを含む。）、第７３条（見出しを含む。）及び第７４条の３（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７５条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第１項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第３３号の４の２様式」を「第３３の４様式」に改め、同条第２項及び第３項中「第３３号の４の２様式」を「第３３号の４様式」に改める。

第７６条（見出しを含む。）から第７８条（見出しを含む。）までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第７９条第２項中「第４４５条第１項又は第７１条の２若しくは第７０条第３項ただし書」を「第４４５条若しくは第７１条の２又は第７０条第２項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第７項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３の前の見出し及び同条を削る。

附則第７条の３の２に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「居住年が平成１１年から平成１８年まで又は」を「同法第４１条第１項に規定する居住年が」に、「令和７年」を「令和１２年」に、「において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項」を「には、法附則第５条の４第５項」に改め、同条第２項中「附則第７条の３の２第１項」を「附則第７条の３第１項」に改め、同条を附則第７条の３とする。

附則第７条の４中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

附則第８条第１項中「令和９年度」を「令和１２年度」に改め、同条第２項中「、附則第７条の３の２第１項」を削る。

附則第９条の２中「附則第７条の２第４項」の次に「（法附則第７条の３第

3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に、「7 分の 6」を「5 分の 3」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 11 項から第 13 項までを削り、同条第 14 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条中第 15 項を第 12 項とし、第 16 項を第 13 項とし、同条に次の 1 項を加える。

14 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 6 項及び第 13 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 14 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 18 年国土交通省令第 110 号）第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 24 年法律第 49 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 17 第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基

準に適合する」に改める。

附則第 15 条の 3 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 18 条の 2 の 3 から附則第 18 条の 2 の 7 までを削る。

附則第 18 条の 3 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に、「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 19 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 19 条の 2 及び附則第 19 条の 3 を削る。

附則第 20 条及び附則第 21 条中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 21 条の 2 第 1 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改め、同条第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

（平成１２年法律第５７号）第９条第１項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第５６条第１項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第１項又は第２項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第２２条、附則第２３条、附則第２４条、附則第２４条の２及び附則第２４条の３中「、附則第７条の３第１項及び附則第７条の３の２第１項」を「及び附則第７条の３第１項」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２９条の２第１項ただし書、第２９条の３の２及び第２９条の３の３の改正規定並びに附則第６条の改正規定及び附則第７条の３の２第１項の改正規定（「令和２０年度」を「令和２５年度」に改める部分及び「令和７年」を「令和１２年」に改める部分に限る。）並びに次条第１項及び第２項の規定 令和９年１月１日

(2) 第４５条の改正規定及び附則第３条第２項の規定 令和９年４月１日

(3) 第２７条の７第２項の改正規定並びに附則第７条の４、附則第９条の２の改正規定及び附則第２１条の２の改正規定（同条第１項及び第２項中「令和８年度」を「令和１１年度」に改める部分を除く。）並びに次条第３項の規定 令和１０年１月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条 この条例による改正後の岩見沢市税条例（以下「新条例」という。）

第２９条の３の３第１項及び第２項の規定は、令和９年１月１日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第２９条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の岩見沢市税条例第２９条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第21条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和10年1月1日以後に行う新条例附則第21条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第45条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度以前の年度分の都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（岩見沢市税条例及び岩見沢市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 岩見沢市税条例及び岩見沢市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「の種別割」を削る。

岩見沢市税条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和 8 年法律第 2 号)等の施行に伴い、
軽自動車税環境性能割の廃止のほか、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

(1) 軽自動車税環境性能割に係る規定の削除のほか、所要の規定の整理を行う。

(第 1 2 条、第 7 0 条、第 7 1 条、第 7 1 条の 3 ～第 7 9 条、
附則第 1 8 条の 2 の 3 ～附則第 1 9 条の 3 関係)

(2) 固定資産税について、家屋に係る免税点を 3 0 万円(現行：2 0 万円)、
償却資産に係る免税点を 1 8 0 万円(現行：1 5 0 万円)にそれぞれ引き
上げる。

(第 4 5 条関係)

(3) その他市民税、固定資産税及び都市計画税に係る所要の規定の整備を行う。

第 3 施行期日

改正の内容	施行日
上記第 2 (1) 上記第 2 (3)のうち、下記に掲げるもの以外	公布の日
上記第 2 (3)のうち、市民税に係る改正の一部	令和 9 年 1 月 1 日
上記第 2 (2)	令和 9 年 4 月 1 日
上記第 2 (3)のうち、市民税に係る改正の一部	令和 1 0 年 1 月 1 日

報告第 2 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 4 月 3 日

岩見沢市長 松 野 哲

和解及び損害賠償の額の決定

1 事故の概要

令和8年3月11日午前11時20分頃、市道5条線を走行中の相手方車両の中央部が道路排水用の円形側溝グレーチングの蓋に衝突し駆動系統を中心に大きく破損、走行不能になったもの

2 損害賠償の相手方及び損害賠償の額

(1) 相手方

市外の事業所

(2) 損害賠償の額

2, 5 3 0, 0 0 0 円（車両代 2, 530, 000 円の 100%）

3 市の過失割合

1 0 0 分の 1 0 0

4 和解の内容

岩見沢市は、相手方に対して上記の金額を支払い、相手方は車両損害についてその余の請求を放棄する。

議案第 38 号

岩見沢市行政手続条例の一部改正について

岩見沢市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 15 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市行政手続条例の一部を改正する条例

岩見沢市行政手続条例（平成 19 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同条第 3 項」の次に「及び第 4

項」を加え、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から２週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２９条中「第１５条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２８条第３号」に、「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に、「第１５条第３項後段」を「第１５条第４項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩見沢市行政手続条例（以下「新条例」という。）第１５条第３項及び第４項（これらの規定を新条例第２２条第３項（新条例第２５条後段において準用する場合を含む。）及び第２９条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第 39 号

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の一部改正について

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 15 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例（平成 8 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条中「令和 7 年 4 月分」を「令和 8 年 4 月分」に改め、同条の表中「1, 185, 900 円」を「1, 208, 600 円」に、「889, 400 円」を「906, 400 円」に、「711, 500 円」を「725, 100 円」に、「829, 200 円」を「845, 100 円」に、「621, 900 円」を「633, 800 円」に、「497, 500 円」を「507, 000 円」に改める。

附則第 4 条第 1 項第 1 号中「279, 100 円」を「284, 400 円」に改め、同項第 2 号中「159, 400 円」を「162, 400 円」に改め、同項第 3 号及び同条第 2 項中「159, 000 円」を「162, 000 円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

（退隠料等の年額の改定）

2 退隠料及び遺族扶助料については、令和８年４月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている給料年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、この条例による改正後の岩見沢市恩給条例の一部を改正する条例の規定によって算出して得た年額（５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げる。）に改定する。

（職権改定）

3 前項の規定による恩給年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

附則別表（附則第２項関係）

恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額	恩給年額の計算の基礎となっている給料年額	仮定給料年額
1,200,900 円	1,223,800 円	2,771,200 円	2,824,100 円
1,254,100 円	1,278,100 円	2,863,800 円	2,918,500 円
1,308,800 円	1,333,800 円	2,918,300 円	2,974,000 円
1,362,900 円	1,388,900 円	3,076,100 円	3,134,800 円
1,418,300 円	1,445,400 円	3,154,500 円	3,214,800 円
1,452,600 円	1,480,400 円	3,236,200 円	3,298,000 円
1,487,100 円	1,515,500 円	3,393,700 円	3,458,600 円
1,526,100 円	1,555,300 円	3,552,500 円	3,620,300 円
1,581,800 円	1,612,000 円	3,593,900 円	3,662,600 円
1,629,800 円	1,660,900 円	3,725,100 円	3,796,300 円
1,674,600 円	1,706,600 円	3,911,300 円	3,986,000 円
1,728,600 円	1,761,600 円	4,095,800 円	4,174,000 円
1,783,100 円	1,817,200 円	4,209,600 円	4,290,000 円
1,842,500 円	1,877,700 円	4,320,700 円	4,403,200 円
1,902,600 円	1,939,000 円	4,546,100 円	4,632,900 円
1,977,500 円	2,015,200 円	4,766,800 円	4,857,800 円
2,024,800 円	2,063,500 円	4,810,100 円	4,902,000 円
2,085,600 円	2,125,500 円	4,981,600 円	5,076,800 円
2,145,000 円	2,186,000 円	5,197,900 円	5,297,200 円

2,262,600 円	2,305,800 円	5,413,100 円	5,516,500 円
2,294,200 円	2,338,000 円	5,626,800 円	5,734,300 円
2,384,900 円	2,430,400 円	5,761,700 円	5,871,800 円
2,505,300 円	2,553,100 円	5,905,500 円	6,018,300 円
2,638,400 円	2,688,800 円	6,182,400 円	6,300,500 円
2,706,400 円	2,758,100 円		

備考 恩給年額の計算の基礎となっている給料年額が6,182,400円を超える場合には、当該給料年額を仮定給料年額とする。

議案第 40 号

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 15 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を次のように改める。

(6) 満 3 歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業を除く。)をいう。

第 2 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(6)の 2 満 3 歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業(同項第 3 号に掲げる事業に限る。)をいう。

第 2 条第 11 号の次に次の 3 号を加える。

(11)の 2 教育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の 3 満 3 歳以上保育認定子ども 法第 27 条第 1 項に規定する満 3 歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の 4 保育認定子ども 法第 29 条第 2 項に規定する保育認定子どもをいう。

第 6 条第 2 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども又は満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。）」に改める。

第 7 条第 2 項中「法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 25 条中「幼稚園」を「学校教育法第 1 条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第 35 条第 1 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第 2 号」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 3 6 条第 1 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に改め、同条第 2 項中「法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満 3 歳以上保育認定子ども」に、「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第 3 項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「満 3 歳以上保育認定子ども」に改める。

第 3 7 条第 1 項中「同条」を「同省令第 2 7 条」に改める。

第 3 7 条第 2 項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満 1 歳に満たない小学校就学前子どもと満 1 歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満 3 歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業
法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業
法第 4 3 条第 3 項に規定する労働者等監護満 3 歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第 1 9 条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第 3 7 条に次の 1 項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「特定地域型保育事業者により特定地域型保育」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に、「小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号」を「法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に改める。

第４６条第７号中「第３９条第２項に規定する選考の方法」を「第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条及び第４９条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「第５０条において準用する」を削り、「第２３条中「運営規程」とあるのは「第４６条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替える」を「第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者が法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして」を「次条第３項及び第５２条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして」に、「第４０条第２項」を「第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項」に、「次条第３項において同じ。）の規定を適用する」を「第５２条第３項において同じ。）の規定を適用する」に、「この章」を「この章（第４３条第１項を除く。）」に、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型

保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満 3 歳未満保育認定子ども（特定満 3 歳以上保育認定子どもを除き、第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満 3 歳以上保育認定子どもを含む。）」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第 19 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 51 条の 2 特定地域型保育事業者（満 3 歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、第 37 条第 3 項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第 37 条第 2 項、第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除き、第 50 条において準用する第 8 条から第 14 条まで（第 10 条及び第 13 条を除く。）、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第 39 条第 3 項中「第 19 条第 2 号」とあるのは「第 19 条第 1 号」と、「満 3 歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満 3 歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「法第 20 条第 4 項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを

受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)」を加え、同項第3号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」に改め、同条第7項中「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満3歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第18条第6号中「利用定員」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第23条第2項中「区域内」の次に「又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型」を「小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）及び小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」に改める。

第29条第2項第3号中「法第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に

係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士とし、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同項の次に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地

方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号並びに第33条第4号及び第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「とする」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び）」に改める。

（岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 岩見沢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条中岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 13 条の改正規定及び第 3 条の規定は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 4 1 号

岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例
の一部改正について

岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市印鑑条例及び岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

(岩見沢市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市印鑑条例(昭和 5 1 年条例第 1 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 1 項中「個人番号カードをいう。以下同じ。)」の次に「、
特定在留カード(出入国管理及び難民認定法(昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号)
第 1 9 条の 1 5 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。)若
しくは特定特別永住者証明書(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離
脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 7 1 号)第 1 6 条
の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。)」を加え、
「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改め
る。

(岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市印鑑条例の一部を改正する条例(令和 5 年条例第 1 7 号)の
一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 2 第 1 項の改正規定中「個人番号カード又は公的個人認証法」
を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書又は公

的個人認証法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

工事請負契約の締結について

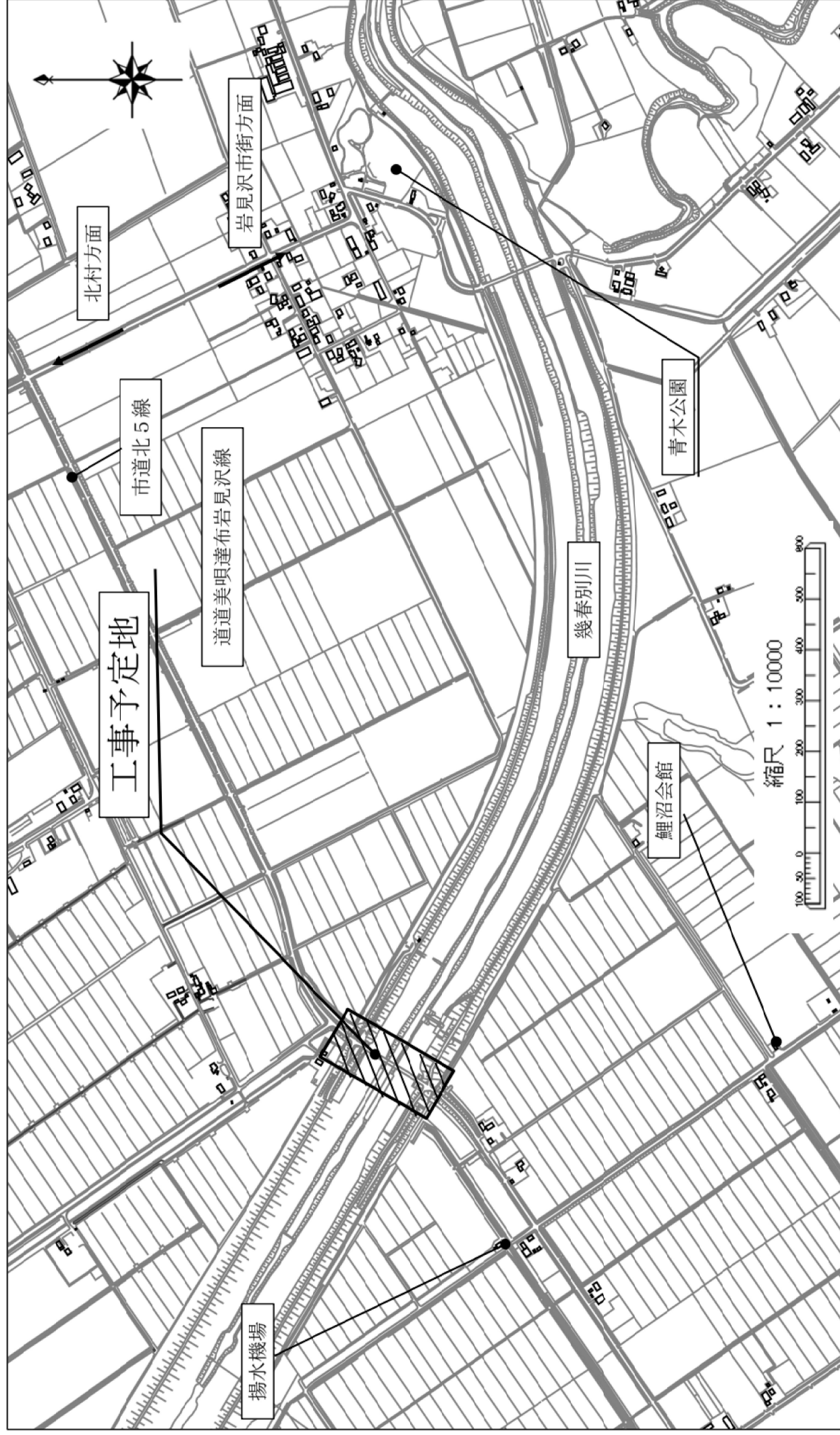
次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

- 1 契 約 の 目 的 中の橋修繕工事
- 2 契 約 の 方 法 制限付一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 1 5 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 芙蓉・政安経常建設共同企業体
代表者 岩見沢市 1 0 条西 4 丁目 6
芙蓉建設株式会社 谷村支社
取締役副社長
兼谷村支社長 宮脇 隆政

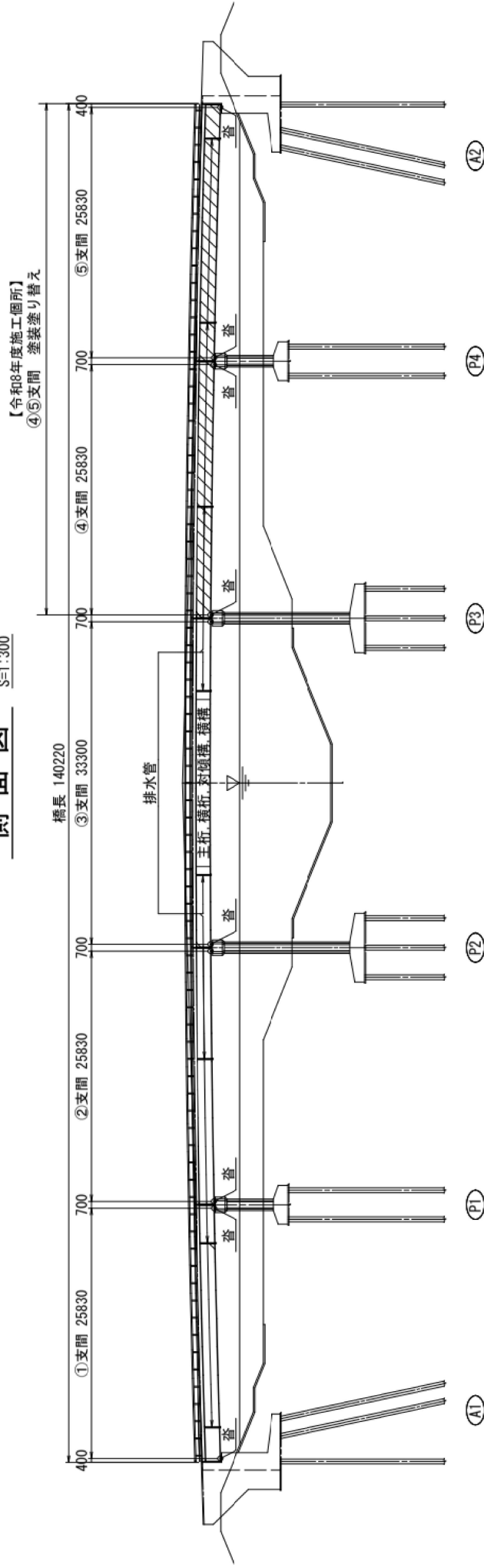
中の橋修繕工事 位置図



塗装塗り替え工図

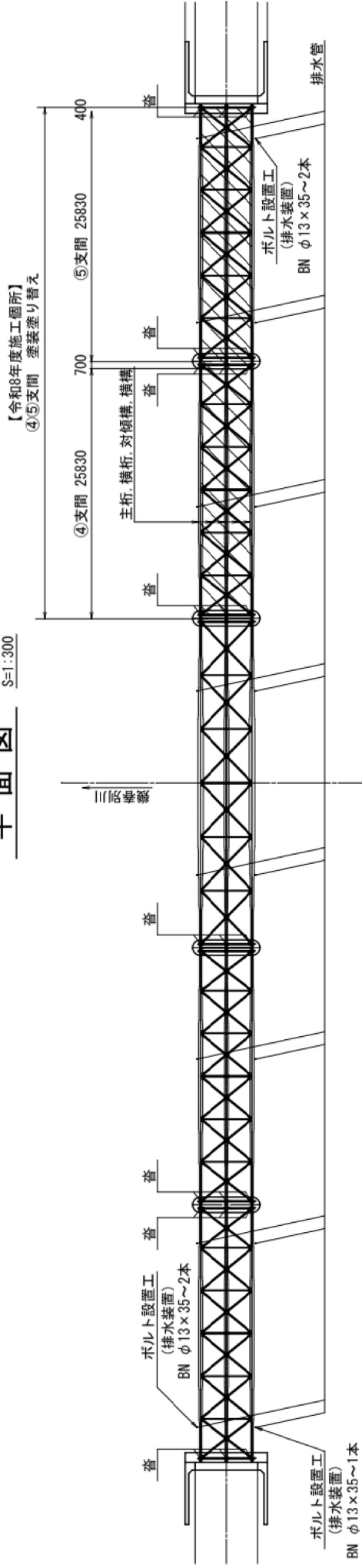
側面図

S=1:300



平面図

S=1:300



中の橋修繕工事の概要

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 工事場所 | 西川町 |
| 2 | 工事延長 | 橋長140.22メートル
幅員6.5メートル |
| 3 | 工事内訳 | 道路改良舗装工事及び橋梁架替工事 |
| 4 | 予定工期 | 本契約を締結した日の翌日から
令和9年1月20日まで |
| 5 | 予算額 | 令和8年度予算額 1,692,900,000円
うち工事請負費 1,435,800,000円 |
| 6 | 予定価格 | 157,201,000円 |
| 7 | 本議案の請負金額 | 151,800,000円 |

議案第43号

財産の取得について

次のとおり財産を買収する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 財 産 の 名 称 | G I G A スク ー ル 構 想 生 徒 用 端 末 |
| 2 | 買 収 の 目 的 | 動 産 の 取 得 |
| 3 | 買 収 の 方 法 | 随 意 契 約 |
| 4 | 買 収 予 定 価 格 | 1 1 1 , 1 4 4 , 0 0 0 円 |
| 5 | 買 収 の 相 手 方 | 札 幌 市 中 央 区 南 1 条 西 3 丁 目 2 番 地
大 丸 株 式 会 社
代 表 取 締 役 芹 田 昭 彦 |

G I G A スクール構想生徒用端末の概要

- 1 規格・数量 i P a d 本体（A 1 6）、端末管理機能（J a m f P
r o 5 年）、本体カバー（E L E C O M）、タッチペン
（アーキサイト） 各 1, 6 8 4

2 本体性能

- (1) O S i P a d O S
- (2) ストレージ 1 2 8 G B 以上
- (3) 画面 1 0 ～ 1 4 インチ、タッチパネル
- (4) 無線 I E E E 8 0 2 . 1 1 a / b / g / n / a c / a x 以上
- (5) カメラ機能 インカメラ及びアウトカメラ
- (6) 外部接続端子 U S B 2 . 0 以上（U S B T y p e - C P D）
対応ポートを 1 つ以上搭載
- (7) バッテリ稼働時間 8 時間以上
- (8) 重さ 1 . 5 k g を超えないこと
- (9) 本体カバー キーボード付属（着脱可）、有線接続、イヤホンジャック
付、耐久性規格 M I L - S T D - 8 1 0 H を満たす
- (10) タッチペン 充電式、パームリジェクション機能付、傾き検知有、磁
石取付対応、動作時間連続 1 0 時間以上

3 随意契約理由

本件は、学校教育における I C T 環境整備の一環として、岩見沢市立中学校及び義務教育学校の後期課程の全生徒に対し一人一台のタブレット端末を貸与し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するため、端末及び関連機器を調達するもの。

この一人一台端末の調達については、文部科学省より都道府県に基金を創

設させ、市町村で整備する端末について、55,000円／台を対象経費の上限として2/3が補助される仕組みとなっており、この補助を受けるためには北海道の共同調達に参加したうえで、文部科学省が定める最低スペック基準に準じた仕様の物品を購入する必要がある。

この仕様は、北海道公立学校情報機器整備共同調達会議にて、北海道及び道内市町村の協議により決定され、作成された共通仕様書を基に事務局の北海道が事業者決定の入札まで行うこととし、それ以降は各市町村と決定事業者で個別契約を締結し、納入まで進めていくことになる。

以上のことから、契約の相手方である大丸株式会社については、北海道及び道内市町村で協議し、最低価格落札方式で入札した結果、決定されたものであることから、契約の性質が入札に適さないものであるほか、上記補助金の交付を受けながら端末を更新するためには他の事業者とは契約できず、1者と随意契約を行う必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約とする。

議案第 4 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を買収する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 財産の名称及び数量 | ロータリ除雪車 1 台 |
| 2 | 買 収 の 目 的 | 動産の取得 |
| 3 | 買 収 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 買 収 予 定 価 格 | 6 8 , 5 3 9 , 6 1 0 円 |
| 5 | 買 収 の 相 手 方 | 岩見沢市大和 2 条 9 丁目 7 番地
株式会社向田自動車
代表取締役 向田 直人 |

ロータリ除雪車の概要

- 1 車両規格 2. 2 m / 2 , 3 0 0 t 級、装置幅 2 . 6 m、オーガシ
ヤーピンレス装置、油圧チップバック、後輪ダブルタイ
ヤ付
- 2 性 能
 - (1) 最大除雪量 (J I S D 6 5 0 9 最大除雪量試験)
2 , 3 0 0 t / h 以上
 - (2) 投雪距離 0 ~ 3 5 m 以上
 - (3) 最大除雪幅 2 , 6 0 0 m m
 - (4) 最大除雪高 1 , 7 0 0 m m 以上
 - (5) 走行速度 4 0 k m / h 以上
 - (6) 最小回転半径 (最外輪中心) 8 . 0 m 以下
- 3 主要諸元
 - (1) 全長 (走行姿勢) 8 , 0 0 0 m m 以下
 - (2) 全幅 (除雪装置含む) 2 , 6 0 0 m m 以下
(除雪装置除く) 2 , 1 5 0 m m 以下
 - (3) 全高 (黄色灯火上端) 3 , 7 0 0 m m 以下
(シュート最大伸長時) 4 , 3 0 0 m m 以上
 - (4) 最低地上高 2 5 0 m m 以上
 - (5) 車両総質量 1 5 , 8 0 0 k g 以下
 - (6) 乗車定員 2 人

議案第 4 5 号

令和 8 年度岩見沢市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度岩見沢市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 3 4, 5 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 8, 7 3 4, 5 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		8,353,077	264,199	8,617,276
	1. 国 庫 負 担 金	6,446,141	124,067	6,570,208
	2. 国 庫 補 助 金	1,855,945	140,132	1,996,077
16. 道 支 出 金		4,008,859	64,181	4,073,040
	2. 道 補 助 金	1,402,475	64,181	1,466,656
19. 繰 入 金		1,948,959	△15,767	1,933,192
	2. 基 金 繰 入 金	1,947,406	△15,767	1,931,639
21. 諸 収 入		1,830,721	2,400	1,833,121
	4. 雑 入	214,806	2,400	217,206
22. 市 債		2,417,600	△80,500	2,337,100
	1. 市 債	2,417,600	△80,500	2,337,100
歳 入 合 計		48,500,000	234,513	48,734,513

一般会計

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		4,838,715	22,180	4,860,895
	1. 総 務 管 理 費	4,186,142	22,180	4,208,322
3. 民 生 費		16,407,189	423,275	16,830,464
	1. 社 会 福 祉 費	9,028,194	8,372	9,036,566
	2. 児 童 福 祉 費	4,266,679	240,600	4,507,279
	3. 生 活 保 護 費	3,101,566	174,303	3,275,869
6. 農 林 水 産 業 費		1,953,601	69,881	2,023,482
	1. 農 業 費	1,882,138	69,881	1,952,019
7. 商 工 費		1,856,436	2,200	1,858,636
	1. 商 工 費	1,856,436	2,200	1,858,636
10. 教 育 費		4,296,435	△136,733	4,159,702
	3. 中 学 校 費	442,964	△136,733	306,231
13. 予 備 費		250,000	△146,290	103,710
	1. 予 備 費	250,000	△146,290	103,710
歳 出 合 計		48,500,000	234,513	48,734,513

一般会計

第2表 地方債補正

起 債 の 目 的	補 正 前			
	限 度 額 (千円)	起債の方法	借 入 条 件	
			利 率 (以内)	償 還 の 方 法
過疎地域持続的発展特別事業費	51,600	普通貸借又は証券発行	5.2%	30年以内（うち据置5年以内）とする。ただし、財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換えをなすこと及び借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。 借入利率については、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率
農業生産基盤整備事業費	74,400			
中学校校舎等整備事業費	87,300			
合 計	2,417,600			

一般会計

補 正 後			
限 度 額 (千円)	起債の方法	借 入 条 件	
		利 率 (以内)	償 還 の 方 法
52,700	普通貸借又は証券発行	5.2%	30年以内（うち据置5年以内）とする。ただし、財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借換えをなすこと及び借入先の融通条件があるときはこれに従うことができる。 借入利率については、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率
80,100			
0			
2,337,100			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

一般會計

(歳 出)

[illegible]

一般会計

(単位：千円)

[illegible]

一般會計

2 歳 入

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計
	項				
	目				
15. 国庫支出金			8,353,077	264,199	8,617,276
1. 国庫負担金			6,446,141	124,067	6,570,208
1. 民生費国庫負担金			6,235,910	124,067	6,359,977
2. 国庫補助金			1,855,945	140,132	1,996,077
2. 民生費国庫補助金			225,919	173,798	399,717
5. 教育費国庫補助金			121,014	△33,666	87,348
16. 道支出金			4,008,859	64,181	4,073,040
2. 道補助金			1,402,475	64,181	1,466,656
3. 農林費道補助金			957,372	64,181	1,021,553
19. 繰入金			1,948,959	△15,767	1,933,192
2. 基金繰入金			1,947,406	△15,767	1,931,639
5. 特定公共施設等整備基金繰入金			80,098	△15,767	64,331
21. 諸収入			1,830,721	2,400	1,833,121
4. 雑入			214,806	2,400	217,206
5. 雑入			211,075	2,400	213,475
22. 市債			2,417,600	△80,500	2,337,100
1. 市債			2,417,600	△80,500	2,337,100
1. 総務債			231,800	1,100	232,900

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(12)生 活 保 護 費	124, 067	扶助費 124, 067
(1)生活困窮者就労準備 支 援 事 業 補 助 金	8, 440	生活困窮者就労準備支援事業補助金 8, 440
(2)障 害 者 福 祉 費	330	障害者総合支援事業費補助金 330
(9)介護保険事業費補助金	4, 628	介護保険事業費補助金 4, 628
(10)保育所等整備交付金	160, 400	保育所等整備交付金 160, 400
(7)学校施設環境改善交付金	△33, 666	学校施設環境改善交付金 △33, 666
(21)地域農業構造転換支援 事 業 補 助 金	64, 181	地域農業構造転換支援事業補助金 64, 181
(1)特 定 公 共 施 設 等 整 備 基 金 繰 入 金	△15, 767	特定公共施設等整備基金繰入金 △15, 767
(24)宝 く じ 助 成 金	2, 400	コミュニティ助成金 2, 400
(5)過 疎 地 域 持 続 的 発 展 特 別 事 業 債	1, 100	過疎対策事業債 1, 100

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(1)農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業 債	5,700	過疎対策事業債 5,700
(4)中 学 校 建 設 事 業 債	△87,300	学校教育施設等整備事業債 △87,300

一般會計

3 歳 出

款	項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国道支出金	地方債	その他	
2. 総務費		4,838,715	22,180	4,860,895			2,400	19,780
	1. 総務管理費	4,186,142	22,180	4,208,322			2,400	19,780
	8. 恩給及び退職年金費	989	19	1,008				19
	12. 企画費	440,161	1,700	441,861				1,700
	24. 市民参画推進事業費	10,202	2,400	12,602			2,400	
	36. 物価高騰対策費	242,000	18,061	260,061				18,061
3. 民生費		16,407,189	423,275	16,830,464	297,865			125,410
	1. 社会福祉費	9,028,194	8,372	9,036,566	4,958			3,414
	2. 障害者福祉費	4,434,422	1,430	4,435,852	330			1,100
	3. 老人福祉費	36,193	6,942	43,135	4,628			2,314
	2. 児童福祉費	4,266,679	240,600	4,507,279	160,400			80,200
	3. 保育所費	2,018,537	240,600	2,259,137	160,400			80,200

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(6)恩給及び退職年金	19	1 恩給等支給事業 (19) 恩給及び退職年金 19
(18)負担金補助及び交付金	1,700	3 生活交通確保対策事業 (1,700) 負担金補助及び交付金 1,700 生活交通確保対策補助金 1,700
(18)負担金補助及び交付金	2,400	1 市民参画・協働のまちづくり推進事業 (2,400) 負担金補助及び交付金 2,400 コミュニティ助成金 2,400
(22)償還金利子及び割引料	18,061	3 食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 (18,061) 償還金利子及び割引料 18,061 国庫支出金返納金 18,061
(12)委託料	1,430	1 障害者自立支援給付事業 (1,430) 委託料 1,430 障がい福祉システム改修委託料 1,430
(18)負担金補助及び交付金	6,942	5 介護施設等環境改善事業 (6,942) 負担金補助及び交付金 6,942 介護保険事業費補助金 6,942
(18)負担金補助及び交付金	240,600	4 保育所入所運営事業 (240,600) 負担金補助及び交付金 240,600

一般会計

款			補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	項	特 定 財 源				一般財源			
		目					国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他
		3. 生活保護費	3, 101, 566	174, 303	3, 275, 869	132, 507			41, 796
		1. 生活保護総務費	207, 058	8, 880	215, 938	8, 440			440
		2. 扶助費	2, 894, 508	165, 423	3, 059, 931	124, 067			41, 356
		6. 農林水産業費	1, 953, 601	69, 881	2, 023, 482	64, 181	6, 800		△1, 100
		1. 農業費	1, 882, 138	69, 881	1, 952, 019	64, 181	6, 800		△1, 100
		6. 農業生産振興費	106, 449	64, 181	170, 630	64, 181			
		11. 土地改良施設維持管理費	408, 836	5, 700	414, 536		6, 800		△1, 100
		7. 商工費	1, 856, 436	2, 200	1, 858, 636				2, 200

一般会計

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		保育所建築補助金	240,600
(1)報酬	1,528	2 生活保護運営事業 報酬	(8,880) 1,528
(3)職員手当等	5,600	会計年度任用職員報酬	1,528
		職員手当等	5,600
(4)共済費	368	共済費	368
		需用費	229
(10)需用費	229	消耗品費	146
		印刷製本費	83
(11)役務費	275	役務費	275
		通信運搬費	275
(12)委託料	880	委託料	880
		生活保護システム改修委託料	880
(19)扶助費	165,423	1 生活保護費給付事業 扶助費	(165,423) 165,423
		生活保護費	165,423
(18)負担金補助及び交付金	64,181	1 産地づくり推進事業 負担金補助及び交付金	(64,181) 64,181
		地域農業構造転換支援事業補助金	64,181
(18)負担金補助及び交付金	5,700	1 用排水施設維持管理事業 負担金補助及び交付金	(5,700) 5,700
		道営水利施設整備事業負担金	5,700

一般会計

款	項	目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源		
						国道支出金	地方債	その他
	1.	商工費	1,856,436	2,200	1,858,636			2,200
	7.	温泉施設管理費	1,253	2,200	3,453			2,200
10.	教育費		4,296,435	△136,733	4,159,702	△33,666	△87,300	△15,767
	3.	中学校費	442,964	△136,733	306,231	△33,666	△87,300	△15,767
	4.	学校営繕費	173,604	△136,733	36,871	△33,666	△87,300	△15,767
13.	予備費		250,000	△146,290	103,710			△146,290
	1.	予備費	250,000	△146,290	103,710			△146,290
	1.	予備費	250,000	△146,290	103,710			△146,290
合 計			48,500,000	234,513	48,734,513	328,380	△80,500	△13,367

一般会計

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
(10)需用費	2, 200	1 北村温泉施設管理事業 (2, 200) 需用費 2, 200 修繕料 2, 200
(10)需用費	△333	1 中学校校舎等管理事業 (△136, 733) 需用費 △333 消耗品費 △333 工事請負費 △136, 400 学校設備等改修工事 △136, 400
(14)工事請負費	△136, 400	
		予備費 △146, 290

一般会計

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書の補正

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前年度末現在高 見込額	補 正 前		
			当 該 年 度 中 増 減 見 込		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額	
1 普 通 債	57,985,750	54,325,958	2,417,600	5,723,198	51,020,360
(1) 総 務 債	22,165,358	20,095,756	231,800	2,180,855	18,146,701
(4) 農 林 債	2,044,750	1,902,622	80,400	223,125	1,759,897
(8) 教 育 債	9,802,588	9,229,967	198,100	830,767	8,597,300
合 計	58,057,756	54,379,963	2,417,600	5,741,199	51,056,364

一般会計

(単位：千円)

補			正	後
当該年度中増減見込				当該年度末 現在高見込額
当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額			
2,337,100	5,723,198	50,939,860		
232,900	2,180,855	18,147,801		
86,100	223,125	1,765,597		
110,800	830,767	8,510,000		
2,337,100	5,741,199	50,975,864		

一般會計